

道の駅阿久根観光物産館 指定管理者募集要項

阿久根市

目 次

(道の駅阿久根観光物産館指定管理者募集要項)

1	施設の概要	1
2	募集の数	2
3	施設の管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方	2
4	指定管理者が行う業務の基準	3
5	指定管理者の業務等	4
6	事業報告等	5
7	賠償責任と施設賠償責任保険への加入	5
8	指定の期間	5
9	選定方法	5
10	指定管理料	6
11	施設の利用料金の取扱い	6
12	応募資格	6
13	提出書類	8
14	募集要項に関する資料	10
15	指定管理者が管理運営業務に着手するまでの日程の目安	10
16	質問事項の受付と回答	10
17	現地説明会の実施	11
18	申請書提出期間及び提出先	11
19	申請書の提出部数及び提出方法	12
20	申請に要する経費	12
21	無効又は失格	12
22	引継ぎ及び引継ぎに要する経費	12
23	指定管理者の決定及び業務に係る指定管理料	12
24	責任分担	12
25	留意事項	13
26	問合せ先	14

道の駅阿久根観光物産館指定管理者募集要項

阿久根市（以下「市」という。）では、道の駅阿久根観光物産館の運営及び維持管理を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、道の駅阿久根観光物産館条例（平成 30 年阿久根市条例第 21 号。以下「物産館条例」といいます。）第 13 条及び阿久根市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年阿久根市条例第 26 号。以下「指定手續等条例」といいます。）第 2 条の規定に基づき、道の駅阿久根観光物産館の指定管理者を募集します。

道の駅阿久根観光物産館は、国道 3 号では初めての道の駅（物産館）として、物産館の部分は阿久根市、その他の部分は建設省（現在の国土交通省）が整備し、平成 8 年 3 月 22 日にオープンしました。平成 31 年 4 月から指定管理者制度を導入し、「休憩施設」「情報発信機能」「地域連携機能」に加え、「地域福祉」など地域の課題解決の拠点、観光都市の推進役、地方創生の拠点としての機能の充実を図ることとしました。

今後も引き続き、公の施設のより効率的・効果的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、サービスの向上を図ることとする指定管理者制度の趣旨を踏まえ、指定管理者には、本施設が、本市南のゲートウェイとして、情報発信の拠点及び地域特産品販売の拠点としての役割の強化に努め、収益の増加を目指しながら、地域の振興のためにその運営に磨きをかけていくこととしています。

なお、応募の際には、自主事業の実施による収益を活用した独自の誘客方策、及び施設を活用した地域振興策などのアイデア等を求めることとします。

1 施設の概要

施 設 名 称	道の駅阿久根観光物産館
所 在 地	阿久根市大川 4816 番地 6
面 積	385.56 m ²
主 要 施 設	物産館
施 設 見 取 図	【資料 1】のとおり

2 募集の数

募集する指定管理者数は、1 団体又は 1 グループです。

3 施設の管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

(1) 施設の性格

道の駅阿久根観光物産館は、良好な休憩の場を提供するとともに、地域の特産品の販売等や情報の発信を行うことにより、観光及び地域の振興を図ることを目的として設置されたものです。

地方自治法及び物産館条例に基づき、指定管理者制度を導入し、指定管理者の創意工夫により、利用者等（施設の利用者、特産品の出品又は提供を行う地元事業者等をいう。以下同じ。）に対するサービスの向上と業務の効率化を図るとともに、多様化する利用者等の要望に対応した施設の運営及び維持管理を期待するものです。

(2) 管理運営

施設の設置目的を十分に理解し、より効率的な組織、体制での運営を行い、運営コストを常に意識し、経費の縮減を図りつつ、地域振興に資する取組の推進に努めるものとします。施設の管理運営については、専門的な知識、経験を要するところには必要な人員を配置するものとします。

(3) 利用者等の要望・苦情等への対応

利用者等の要望・苦情等に対しては、迅速かつ適切に対応するとともに、管理運営の改善に反映させるものとします。また、その要望・苦情等の内容及び対応については、速やかに市に報告するものとします。これらの手順については、マニュアルとしてまとめるものとします。

(4) 平等利用

正当な理由がない限り、利用者等に対しての施設の利用を拒んではならず、また、施設の利用に当たっては差別的扱いをしてはなりません。

(5) 情報公開

施設の管理を行うに当たって作成し、又は取得した文書等については適切に管理し、契約期間終了後 5 年間保存するものとします。また、個人情報などあらかじめ非開示情報として定められているもの以外は、開示を求める者に対して、阿久根市情報公開条例（平成 13 年阿久根市条例第 15 号）その他の関係の規定に基づいて処理するものとします。

(6) 利用者等の意見等の把握等

利用者等に対して施設の管理運営についてアンケート調査を行うなど、施設に対する意見等の把握を行い、この結果については速やかに市に報告するものとします。

(7) サービスの向上

サービスの向上につながる業務を創意工夫して行い、利用者等の満足度を高めていくものとします。催事に合わせたイベントの企画、誘致活動など、施設の利用促進、地域の振興につながるような活動を継続して実施するとともに、広報活動を通して利用者等に必要な情報提供に努めるものとします。

4 指定管理者が行う業務の基準

(1) 休館日

12月31日及び1月1日。ただし、災害その他非常事態が発生し、業務の遂行に支障があると思われる場合には、市と協議の上、休館日を変更し、又は臨時に休館することができます。

(2) 開館時間

午前9時から午後7時まで。ただし、開館時間については、管理運営上必要がある場合には、市と協議の上、変更することができます。

(3) 施設の管理運営に伴う人員確保及び資格について

施設の管理運営を行うため、次の要件を満たしてください。

ア 道の駅阿久根観光物産館の施設の機能を十分に発揮でき、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適切に管理し、施設の美観的、機能的、経済的損失を最小限にとどめるよう点検、補修、清掃等を適切に行うとともに、利用者への利便性等を損なうことがないように人員を配置すること。

イ 浄化槽及び消防設備関係については、維持管理及び点検業務等が伴うため、専門の知識を有する者を配置すること。ただし、専門業者に委託する場合を除く。

ウ 従業員の資質向上に向けた研修及び安全管理に対する教育を積極的に行い、利用者への良質なサービスの提供に努めること。

エ 管理運営に際しては、可能な限り市内に居住する者が従事することを基本とし、従事者が継続して業務に従事できるよう、良好な待遇の確保に努めること。

(4) 個人情報保護について

指定管理者には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条及び第 67 条の規定により、施設の管理運営を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関して市と同等の責務が課せられます。

(5) 法令等遵守

指定管理者は、業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守してください。

ア 地方自治法、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

イ 物産館条例【資料 2】

ウ 道の駅阿久根観光物産館条例施行規則【資料 3】

エ 指定手続等条例、阿久根市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 16 年阿久根市規則第 33 号）

オ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他労働関係法令

カ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令

キ 阿久根市行政手続条例（平成 9 年阿久根市条例第 5 号）、阿久根市情報公開条例、阿久根市個人情報保護法施行条例（令和 5 年阿久根市条例第 1 号）

ク その他の関係法令等

(6) 施設の設備及び物品の維持管理

施設の設備及び物品の維持管理を適切に行うものとします。

(7) 再委託について

指定管理者は指定を受けて実施する業務の全てを第三者に再委託することはできません。ただし、一部の業務については、市と協議の上、再委託することも可能です。

5 指定管理者の業務等

指定管理者の業務は、物産館条例第 3 条に定める業務とし、その内容は、道の駅阿久根物産館管理運営業務仕様書【資料 4】に定めるとおりとします。

6 事業報告等

- (1) 指定手続等条例第8条に基づき、事業報告書を提出することとします。
- (2) 指定手続等条例第9条に基づき、業務報告の聴取等を行うことがあります。

7 賠償責任と施設賠償責任保険への加入

指定管理者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償することとなります。

施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を市に報告することとします。

なお、損害賠償保険への加入は指定管理者とし、加入する場合の保険料は指定管理者の負担としますが、「被保険者（市）が所有、使用又は管理する保険証券記載の自治体施設に起因する偶然な事故」については、指定管理者も被保険者とみなし、全国市有物件災害共済が適用されることがあります。

8 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

なお、業務を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

9 選定方法

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たっては、指定手続等条例第4条により、阿久根市公の施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）に諮ることとします。
- (2) 選定委員会では、書類審査のほかに、必要に応じて面接審査を行い、次の基準に照らし申請内容を総合的に審査し候補者を選定します。

選定基準	配点
① 本施設を管理運営する適性があるか	15
② 管理運営を行うに当たっての経営方針は優れているか	10
③ 管理運営に必要な職員の採用・配置の計画は妥当か	15
④ 利用者等へのサービス向上のための対策は妥当か	25

⑤ 個人情報保護及び防犯・防災等緊急時の対応計画は妥当か	1 5
⑥ 施設に係る経費の縮減が図られるか	1 0
⑦ その他	1 0

- (3) 市内事業者等への優遇措置として、市内事業者等と市外事業者等（市内事業者等と市外事業者等の共同事業体を含む。）が競合する場合は、市内事業者等に配点合計の 100 分の 5 を加点することとします。なお、市内事業者等のみで構成する共同事業体の申請にあっては配点合計の 100 分の 5 を加点することとしますが、市内事業者等と市外事業者等で構成する共同事業体の申請にあっては共同事業体協定書に示された出資比率で案分して加点するものとします。

また、共同事業体の場合は、申請時に協定書等出資比率が分かる書類の写しの提出を求めることとします。

- (4) 選定結果については、全ての申請者に対し、その申請者の総合得点及び順位のみを通知するとともに、指定管理者候補者の名称及び申請者の総合得点を市ホームページにより公表します。

10 指定管理料

施設の管理に要する経費は、利用料金収入及び事業収益によって賄うこととし、指定管理料は無償とします。

11 施設の利用料金の取扱い

施設の利用料金については、物産館条例第 15 条の規定により自らの収入とすることができます。（令和 9 年 4 月 1 日以降に発生する利用料金が対象となります。）

なお、市の条例、規則及び関係法令等に規定されている利用料金減免対象者が利用した場合には、利用料金を減免することとしますが、減免された利用料金については、これを市からは補填しません。

12 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であることとします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこととします。
- (2) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けていな

いこととします。

- (3) 本市の物品購入等及び建設工事等有資格者の指名停止措置を受けていないこととします。
- (4) 法人その他の団体及び法人その他の団体の役員が市税、県税及び国税を滞納していないこととします。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生又は更生手続を行っていないこととします。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこととします。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の構成者若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にないないこととします。
- (7) 過去に市から指定管理者の指定の取消し等を受けていない法人その他の団体であることとします。
- (8) 市内に事務所又は事業所若しくは営業所を有する法人その他の団体であることとします。ただし、指定管理者としての関係議案が議会において可決された後、協定書を締結するまでに事務所又は事業所若しくは営業所を開設することを確約する法人その他の団体も可とします。

(9) その他

複数の法人その他の団体でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意するものとします。

ア 代表団体を選出し、市との協議については代表団体が行うこと。

イ 申請者の記名押印等については、応募者全員が行うこと。

ウ 13 提出書類の(2)及び(5)から(7)までについては、応募者それぞれについて提出すること。

エ 申請については、一申請者につき一提案に限ること。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできないものとする。また、代表団体は 12 応募資格(1)から(9)までの全てを満たすこと。

13 提出書類

申請に当たっては、18 申請書提出期間及び提出先に従い、日本産業規格 A 列 4 番のサイズに統一して次の書類を市に提出するものとします。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定申請書（第 1 号様式 別紙）
- (2) 12 応募資格に規定する応募資格を有していることを証する次の書類（次の表の区分による。グループによる応募の場合は構成団体の全てについて提出すること。）

12 応募資格		書類の内容
法人その他の団体の確認のための書類及び(4)	法人の場合	・法人の登記事項証明書又は登記簿謄本及び印鑑証明（応募受付期間中に交付されたもの） ・団体の定款、寄附行為又はこれに相当する書類
	非法人の場合	・団体の規約、構成員名簿等これらに類する書類及び印鑑証明（応募受付期間中に交付されたもの）
(1)及び(2)		・その旨を記載した申立書（任意様式）
(4)	納税義務がある場合	・納税証明書（応募受付期間中に交付されたもの）
	納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（任意様式）
(5)、(6) 及び (7)		・その旨を記載した申立書（任意様式）

(8)		・ 上記「法人その他の団体の確認のための書類」のうち、事務所又は事業所の所在地が確認できるもの若しくは事務所等開設の確約書 (任意様式)
-----	--	--

- (3) 指定管理者としての事業計画書（第 2 号様式 別紙）
- (4) 管理に係る収支予算書（第 3 号様式 別紙）（各年度分（3 年度分））
 物産館条例第 8 条による使用料収入の見込みとともに、自主事業の実施に伴う収入及び支出の見込みについても計上したものとします。
- (5) 誓約書（別紙①）
- (6) 法人その他の団体の経営状況を説明する次の書類（グループによる応募の場合は全ての構成団体について提出すること。）
- ア 法人その他の団体の過去 3 事業年度分の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（財産的取引活動をしていない法人その他の団体については、その旨の申立書（任意様式））
- イ 法人その他の団体の過去 3 事業年度分の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（資産、負債及び財産等のない法人その他の団体については、その旨の申立書（任意様式））
- ウ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類
- エ 法人その他の団体の過去 3 事業年度分の事業（営業）報告書又はこれらに相当する書類（事業活動等の実績がない法人その他の団体については、その旨の申立書（任意様式））
- (7) 法人その他の団体の活動内容を記載した書類（グループによる応募の場合は、全ての構成団体について提出すること。）
- (8) グループによる応募の場合は、グループ構成及び構成団体のそれぞれの役割、責任分担を記載した書類（任意様式）
- (9) その他
- ア 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- イ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ウ 提出された書類は返却しません。
- エ 提出された書類は必要に応じ複写します。
- オ 提出された書類は情報公開の請求により開示することがあります。

カ 審査、採点結果は市ホームページで公開します。

14 募集要項に関する資料

- 資料 1 道の駅阿久根観光物産館施設見取図
- 資料 2 道の駅阿久根観光物産館条例
- 資料 3 道の駅阿久根観光物産館条例施行規則
- 資料 4 道の駅阿久根観光物産館管理運営業務仕様書

15 指定管理者が管理運営業務に着手するまでの日程の目安

- (1) 指定管理者候補者の選定 令和 8 年 10 月
- (2) 関係議案の議会議決 令和 8 年 12 月
- ※ 議会での審議により決定されます。
- (3) 市と指定管理者との包括協定締結 令和 9 年 3 月
- (4) 現業務受託者との引継ぎ 令和 9 年 3 月
- (5) 指定管理者による管理運営業務開始 令和 9 年 4 月 1 日（予定）

16 質問事項の受付と回答

募集要項の内容等に関する質問を次により受け付けます。

- (1) 受付期間 令和 8 年 8 月 17 日（月）から令和 8 年 9 月 8 日（火）午後 5 時 15 分まで
- (2) 提出方法 質問書（別紙②）に記入の上、電子メールに添付して提出してください。
- ※ 件名は「道の駅阿久根観光物産館指定管理者募集に係る質問書（事業者名）」としてください。
- ※ 送信後は、受信状況を電話で確認してください。（鹿児島県自治体セキュリティクラウド及び市のスパムメール対策システムにより、電子メールが到達しないことがあるため。）
- ※ 電話や口頭での質問は受け付けません。
- (3) 提出先（メールアドレス） suisho@city.akune.kagoshima.jp
- (4) 回答 令和 8 年 9 月 15 日（火）を予定

市ホームページにて回答（質問及び回答内容については、質問者が特定されない範囲において、市ホームページにて掲載します。）

17 現地説明会の実施

現地説明会を次により実施します。応募される団体等は必ず参加してください。ただし、現地までの移動及び実費については、各自負担とします。

(1) 現地説明会

ア 集合時間 令和8年9月2日（水） 午後0時55分

イ 集合場所 道の駅阿久根観光物産館

(2) 現地説明会の申込み

ア 申込期限 令和8年8月31日（木）午後5時15分まで

イ 申込先（メールアドレス） suisho@city.akune.kagoshima.jp

ウ 申込方法

現地説明会参加申込書（別紙③）に記入の上、電子メールに添付して提出してください。

※ 件名は「道の駅阿久根観光物産館指定管理者募集に係る質問書（事業者名）」としてください。

※ 送信後は、受信状況を電話で確認してください。（鹿児島県自治体セキュリティクラウド及び市のスパムメール対策システムにより、電子メールが到達しないことがあるため。）

18 申請書提出期間及び提出先

(1) 期間 令和8年8月17日（月）から令和8年9月25日（金）まで。ただし、土・日・祝日及び閉庁日を除きます。

※ 提出書類の事前確認を受けて提出してください。

(2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出先 鹿児島県阿久根市商工観光課商工観光係

〒899-1696

鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

電話番号 0996-73-1278（直通）

0996-73-1211（代表）（内線1113）

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時15分までに必着のこと。

※ 電子メール及びファクシミリによる提出は認めません。

19 申請書の提出部数及び提出方法

提出部数は、正本（証明書等はコピー不可） 1 部、副本（証明書等はコピー可） 10 部とします。とします。提出方法は郵送又は持参によることとします。

20 申請に要する経費

申請に要する経費は、全て申請者の負担とします。

21 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格とすることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が掲載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 指定管理者の提案額が上限額を上回っているもの
- (6) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

22 引継ぎ及び引継ぎに要する経費

指定に関する関係議案が議決された後、業務開始前に、指定管理者は一定期間当該施設において研修及び事務並びに事業の引継ぎを行うこととします。また、指定期間満了後や指定管理者の交代等における引継ぎも同様とします。

なお、引継ぎに要する費用は、全て指定管理者（指定管理者の交代による次の指定期間前は、新たな指定管理者）の負担とします。

23 指定管理者の決定及び業務に係る指定管理料

- (1) 指定管理者は、議会の議決を経て指定されます。
- (2) 議会議決後に市と指定管理者との間で、指定期間を通じての基本的事項を定めた「包括協定」を作成します。なお、包括協定に記載する主な事項は次のとおりとします。

ア 業務に関する基本的な事項

- イ 市が支払うべき経費に関する基本的な事項
- ウ 業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- エ 事業報告等に関する事項
- オ 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- カ リスクの管理・責任分担等に関する事項
- キ その他指定期間を通して共通する確認すべき事項

24 責任分担

詳細は、協定締結の際に定めますが、おおむね次の事項を参考としてください。

項 目		指定管理者	市
1	施設・設備・備品の維持管理	○	
2	施設・設備・備品の修繕	○	○
3	被災者への対応	○	○
4	備品購入	○	○
5	施設に係る各種保険加入等	△	○
6	施設の目的外使用許可、利用者の不服申立て	○	○
7	包括的な管理責任		○

※ △は、道の駅阿久根物産館管理運営仕様書を参照してください。

25 留意事項

- (1) 業務開始前までに、法人格を取得又は変更する予定がある場合には、事前に市商工観光課に連絡し、そのことを証明する書類を提出してください。

なお、法人格の取得又は変更は、議会への関係議案の提案手続に確実に間に合うことが必須となりますので、遅くとも令和8年10月末までに手続が完了するようにしてください。

また、法人登記の手続完了後は、申請時の団体等組織を承継する法人であることがわかる証明書（任意）を提出してください。

法人格の取得又は変更手続が完了しない場合には、市は指定管理者候補者としての決定を取り消すことがあります。

- (2) 指定管理者候補者を指定管理者として指定する前又は指定後において、指

定管理者候補者が 12 応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、市は、指定管理者の指定を行わず、又は指定を取り消すことがあります。

- (3) 指定管理の指定後に、指定管理者自らの責めに帰すべき事由により指定取消しを申し出たときは、市は協定を解除し指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。
- (4) (1)から(3)までの規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等において、指定管理者候補者及び指定管理者に損害、損失や追加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとします。
- (5) 指定管理者は、自己の責めに帰する事由により指定管理者の指定を取り消され、又は業務の停止を命じられた場合において、市に損害が発生したときは、その損害を賠償しなければならないものとします。

なお、この場合においては、指定管理者の指定の取消しに関する内容等について、市は公表するものとします。

26 問合せ先

鹿児島県阿久根市商工観光課商工観光係

〒899-1696

鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地

電話番号 0996-73-1278 (直通)

0996-73-1211 (代表) (内線 1113)

電子メールアドレス suisho@city.akune.kagoshima.jp